

# 新たな外国人在留管理制度

## - 具体的改正点の解説と運用 -

行政書士法人IMS 行政書士 山本 隆浩

YAMAMOTO Takahiro

### はじめに

2009（平成 21）年 7 月、「出入国管理及び難民認定法」の大幅な改正が決定され、2012（平成 24）年 7 月 19 日より、全面的な施行が始まった。この改正は、1951（昭和 26）年に同法律が規定されて以来、最大とも言えるものであり、本邦におけるこれまでの外国人在留管理制度をおおもとから変える内容となっている。

本稿では、改正後の新たな外国人在留管理制度につき、具体的な改正点と手続きの流れを中心に解説を加えつつ、事例を交えながら述べていく。

### 1. 新たな在留管理制度の概要

#### 1-1 従来の法制度における問題点

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」とする）とは、本邦における外国人の在留管理制度を定めた法律であり、日本における外国人の在留資格をはじめ、在留管理の諸条件の詳細につき規定している。

これまでの法体系では、同法にて、法務省入国管理局が在留外国人について在留資格の面から規定する一方で、住居等の在留状況については、外国人登録法（以下「外登法」とする）に基づき、市区町村が管理するという、2つの異なった法律による外国人の在留管理が行われていた。そこで、在留外国人が住居を変更しても、入国管理局ではその事実を即座に把握することは困難であり、逆に、在留外国人が期間更新や資格変更を行った時には、外国人は、結果が出てから2週間以内に、居住する市区町村にその旨を届け出る必要があった。

我が国の国際化に伴い、本邦に居住する外国人が増加するに従って、中には外国人登録を正確に行っていなかったり、登録の申請自体を行わない者や、本国に帰国したまま、状況が分からなくなってしまう者等が発生するという問題が生じていた。従来の入管法と外登法による二次元的な在留管理制度のもとでは、これらの外国人の在留状況を正確に把握することが困難な状況であった。

#### 1-2 新たな在留管理制度における主な変更点

そこで、本邦に在留する外国人を一元的に管理し、正確な情報を把握するための制度として、新たな在留管理制度が構築された。その具体的な内容とは、以下の4点である。

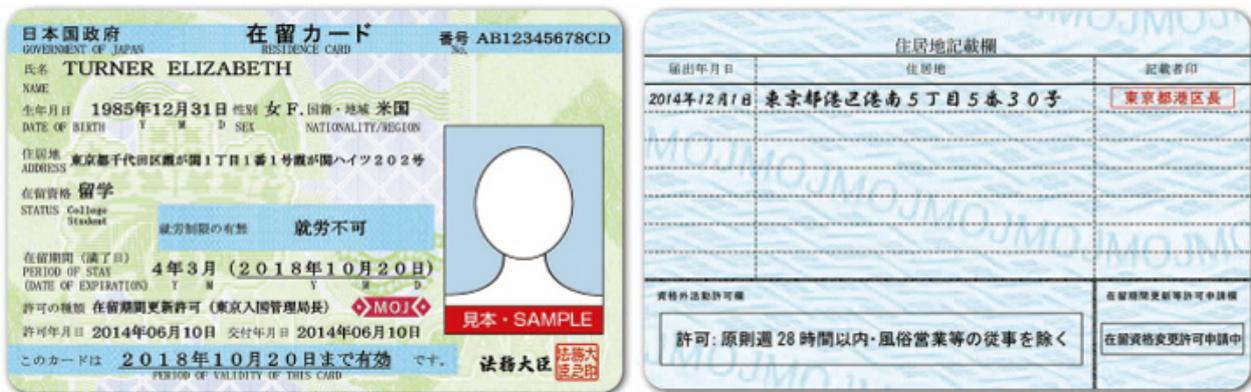
- ①各種許可に伴う在留カードの交付
- ②在留期間の上限の伸長
- ③再入国許可制度の簡素化・不要化
- ④従来の外国人登録制度の廃止

以下では、①から④の点につき、具体的に解説を行う。

①各種許可に伴う在留カードの交付

在留カードとは、中長期（3ヵ月以上）にわたって本邦に在留する外国人に対して、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等の在留に係る許可に伴って、法務省より交付されるカードである。

<在留カード>



新たに日本に上陸する外国人には、上陸時の空港で、(但し当面は成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港) また、すでに有効な在留資格をもって日本に在留している外国人には、原則として在留期間更新許可申請時や在留資格変更許可更新時に、審査結果が出ると同時に在留カードが発行される。この在留カードには、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されている。

在留カードに記載される情報は、氏名、生年月日、性別、国籍、住居地、在留資格、就労制限の有無、在留期間及び満了日、許可の種類（上陸許可、在留期間更新許可、在留資格変更許可等）、許可年月日及び交付年月日、カード自体の有効期限である。また、裏面には、転居した場合の住居地記載欄、資格外活動許可の有無を記載する欄、在留期間更新又は在留資格変更許可申請を行った際に、手続きが申請中である旨を記載する欄等がある。

これまでは、我が国に在留する外国人の在留状況については、各市区町村が発行する外国人登録証明書で管理を行っていたが、7月9日以降は、この在留カードが外国人登録証明書に取って代わることになった。ただし、現在有効な在留資格を持っている外国人は、現在の外国人登録証明書が引き続き有効であり、新たな在留カードと見なされるため、今回の在留期間更新申請時又は在留資格変更許可申請時まで、特に

在留カードに変更する必要はない。もちろん、希望者に対しては、入国管理局にて、現在の外国人登録証明書から在留カードに切り替える申請を行うことができる。ただし、まだ制度が開始されてから間もないこともあり、品川の東京入国管理局では、連日在留カードへの切り替えを希望する外国人が殺到している。申請しても当日にはカードの交付は受けられず、発行に3週間から4週間程度を要している様子である。

## ②在留期限の上限の伸長

改正前の入管法では、在留期間の上限は原則3年とされていたが、本改正により、上限が「5年」に伸長されている。また、一方で、最短の在留期間として、「3ヵ月」も新設されている。これは、当初から3ヵ月以下の在留を予定している場合があることによる。よって、「技術」「人文知識・国際業務」等の就労資格の在留期間は、「5年、3年、1年、3ヵ月」となり、「留学」の在留期間は、「4年3ヵ月、4年、3年3ヵ月、3年、2年3ヵ月、2年、1年3ヵ月、1年、6ヵ月、3ヵ月」の10種類となっている。これにより、学部に入學する留学生や、博士課程、修士課程に入學する留学生が、在学中にビザが切れて更新手続を行う手間が省けることになる。留学生にとっては、利便性が向上したと言えよう。

## ③再入国許可制度の簡素化・不要化

これまでは、本邦に在留する外国人が出入国しようとする場合、再入国許可を取得している必要があった。しかし、本改正により、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が出入国する場合、原則として1年以内であれば、再入国許可を取得することなく一時的な海外渡航が可能となった。これを「みなし再入国許可」制度と呼ぶ。

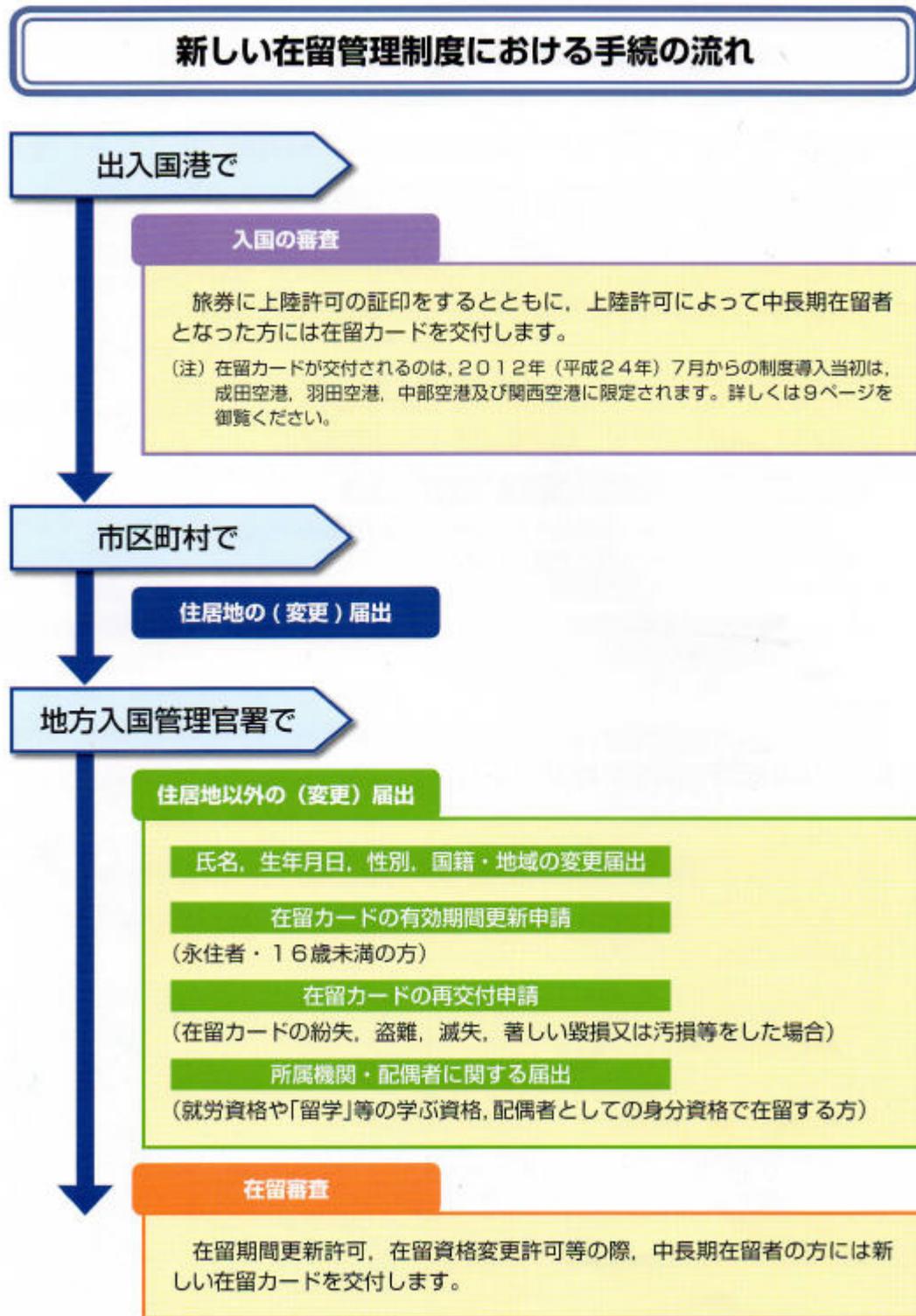
みなし再入国制度を利用して日本を出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできない。すなわち、出国後1年以内に再入国しなければ、それまでの在留資格は失効する点で注意が必要である。もちろん、在留期限日が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限日までに日本に戻り、在留期間更新許可申請を行う必要がある。また、在留期限の上限の伸長に伴い、再入国許可についても、有効期間の上限が3年から5年に伸長されている。

## ④従来の外国人登録制度の廃止

2012（平成24）年7月からスタートした新たな在留管理制度の導入により、従来の外国人登録制度が廃止された。すなわち、本邦に在留する外国人の管理につき、これまでの外国人登録証明書から在留カードに変わったが、上記にも記したように、一定の期間は、これまでの外国人登録証明書が、新たな在留カードと見なされる。一定の期間とは、永住者の場合、2015（平成27）年7月8日まで、それ以外の在留資格の場合は、在留期間の満了日までである。

### 1-3 新たな在留管理制度

以下の図は、新たな在留管理制度における手続の流れである。



(資料：法務省入国管理局冊子「新しい在留管理制度がスタート！」より)

これまでは、在留期間の更新や在留資格の変更などがあると、管轄の入国管理局にてパスポートに証印が押され、それをもって市区町村役所にて届出を行い、外国人登録証明書に、新たな在留期間又は在留資格等を記載する必要があった。

しかし、新制度においては、管轄の入国管理局が発行する在留カードに最新の情報

が記載されるため、そのような手間が不要になっている。だが、その一方で、転居等で住居地が変更になった場合は各市区町村にて、その他の在留状況に変更が生じた場合は、管轄の入国管理局にて届出を行うことが義務付けられた。例えば、氏名、国籍、生年月日、性別に変更があった場合、所属機関に変更があった場合、配偶者との離婚等の場合である。このような変更事項が生じた場合、変更があった日から14日以内に、最寄りの地方入国管理局に届け出る必要がある。尚、所属機関に変更があった場合とは、①所属機関の名称が変わったとき、②所属機関の所在地が変わったとき、③所属機関がなくなったとき、④所属機関から離脱、契約を終了したとき、⑤新たな所属機関と契約を結んだときを指す。つまり、留学生の場合を取れば、大学を卒業したときや、他大学に進学したとき等には、届出が必要ということになる。なお、大学を卒業し、新たに就職をする場合、大学を卒業したことについて届出が必要であるが、届出期間である14日の期間中に在留資格の変更許可を受けた場合は、それ以降、大学を卒業したことの届出は行う必要はない。

また、大学機関に所属する研究者を例にとれば、例えばA大学と雇用契約を結び、A大学に所属している研究者が、A大学の了承を得て、別のB大学で1年間にわたり雇用契約を結び、教授活動や研究活動に従事するような場合であっても、当該研究者とB大学との間に、在留の基礎となる社会的関係があると考えられるため、届出が必要となる。

尚、この届出については、郵送で行うことも可能である。

#### 1-4 【補足】住民基本台帳制度の改正

入管法改正による外国人登録制度の廃止に伴い、「住民基本台帳法（以下「住基法」という）の一部を改正する法律」が可決・成立し、改正入管法と同時に施行されている。それによって、外国人についても住基法の適用対象に加えられることになった。すなわち、外国人住民についても、日本人と同様に住民票が作成され、住民基本台帳が作成されるようになっている。これまでは、外国人と日本人が同一の世帯に属している場合、同一世帯であることを確認するのに、外国人登録法に基づく外国人登録原票記載事項証明書と、住民基本台帳法に基づく住民票の2種類の書類が必要であった。しかし、今後は住民票にも外国人の情報が記載されるようになるため、同一世帯であることを確認するのに、住民票のみで事足りるようになる。

また、住基法に基づき、転入届がなされた場合、同時に国民健康保険、国民年金等の届出が同時になされたと見なされるため、従来のように、それぞれ届出を行う手間が軽減されている。

## 2. 改正入管法の留学生への適用

### 2-1 留学生の事例

本改正を受けて、本邦に在留する留学生が最も影響を受けているのが、みなし再入国制度の導入とその活用であろう。これまでは、たとえ1日であっても、出国するの

であれば再入国許可を取得する必要があった。そのために、管轄の入国管理局に出向き、再入国許可を取得していたが、1年以内の出入国であれば、再入国許可の取得が不要となったことを受け、大半の留学生が、再入国許可を取得することなく出国することが可能となった。

また、在留期限の伸長も、留学生にとっては利便性を増す大きな点となっている。例えば、学部に入学者には、「4年」の許可を、修士課程に入学者には「2年」又は「2年3ヵ月」を、博士課程に入学者には「3年」又は「3年3ヵ月」をそれぞれ付与することも可能であろう。最も、学部に入学者に必ずしも「4年」の在留期間が付与されるわけではなく、それは、入国管理局審査官が総合的に判断して、各申請人に最も適切と考えられる長さの在留期間が付与される。

現時点では、新たに上陸する外国人留学生に対して付与される在留期間は、長いもので「2年」又は「2年3ヵ月」が多いようである。例外的に、本邦或いは本国の校費奨学金を得ている留学生の場合は、「3年」等の在留期間が付与されることもある。

## 2-2 留学生所属機関の届出

新たな在留管理制度のもと、外国人留学生を受入れている大学及び専門学校等は、留学生の受入れを開始（入学・編入等）又は終了（卒業、退学等）した場合には、14日以内に、地方入国管理局への出頭又は東京入国管理局への郵送により、法務大臣に届ける必要がある。

また、留学生を受入れている教育機関は、毎年5月1日と11月1日の時点での留学生の受入れ状況につき、それぞれ14日以内に、地方入国管理局への出頭又は東京入国管理局への郵送により、法務大臣に届ける必要がある。

これは、所属機関から外国人留学生等の状況を報告することで、外国人自身が届け出た情報と照合し、分析することにより、留学生等の在留状況の正確性を確保し、公正な在留管理を行おうとする観点から決定された事項である。罰則等が設けられているわけではないが、届出を行わなかった場合、所属している外国人留学生等の在留期間更新等の許可申請時に、事実関係の確認を行う等、審査が慎重に行われる可能性もある。

また、この届出は、留学生だけでなく、大学機関に所属して研究活動に従事する、「教授」の在留資格をもって活動する研究者や、外国人社員を雇用している企業にも課せられている。所属機関が在留資格の基礎となっていない「芸術」、「宗教」、「報道」、「技能実習」等の在留資格を除く、「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労資格をもって在留している外国人を受入れている企業等の所属機関は、受入れを開始（雇用、役員就任等）又は終了（解雇、退職等）をした場合は、14日以内に、地方入国管理局への出頭又は東京入国管理局への郵送により、法務大臣に届ける必要がある。

尚、この届出は、中長期滞在者に対して課されているものであり、「短期滞在」や、在留期間が3ヵ月未満の外国人に対しては、届出が免除されている。

## おわりに

戦後最大の改正ともいわれる2009（平成21）年の入管法改正を受け、本邦における外国人の在留管理制度は、従来のもので大きく様変わりした。みなし再入国制度の導入や在留期間の伸長、住民基本台帳法に基づく住民票の交付など、本邦に在留する外国人にとって利便性が向上する一方、これまでの外国人登録証明書から在留カードへの切り替え手続きや所属機関を変更する際の届出など、外国人に課される点もある。これらの点が円滑に行われるためには、行政の適切な情報公開や指導、周知の徹底が必要不可欠である。また、所属機関による外国人社員や留学生、研究者の所属状況の把握、管理も求められている。所属する外国人数の多い企業や大学機関については、外国人の状況把握、管理に少なからぬ手間を強いられることは予想に容易い。

近年における我が国の、少子化に伴う人口減少にあたって、外国人労働者の需要が高まっているという背景もあり、外国人の受入れは、現代日本において目下必至の課題と言えるだろう。この未曾有の入管法改正が、当事者である外国人と、受入れる側の双方にとって利益を享受できるシステムの構築の一翼を担うことを強く願っている。